

1. 会長選挙のご案内

今年(令和8年度)は、会長はじめ役員の改選の年です。

会長については選挙で選出することとなっていますので(注1)、立候補を希望される方(自薦)、または、自身ではないが他に推薦したい人がいるという方(他薦)は、「所定の書類」(注2)に必要事項を記載いただき、3月1日(日)から3日(火)までの間に、当会事務担当(古屋TEL85-0275)までご提出ください。

1) 上記「所定の書類」は、2月24日(火)から28日ま(土)での間に、事務担当(同上)にてお受け取りください。

2) 自薦他薦を問わず立候補者が2名以上いる場合は、当会選挙管理規程第5条第2により、投票(選挙)となります。

(注1) 自治会会則第8条。副会長以下役員については会長の推薦に基づき総会で選出する。

(注2) 当会選挙管理規程第4条。自薦の場合は立候補主旨・公約、他薦の場合は推薦状兼本人承諾書及び立候補主旨・公約。

2. ごみ戸別収集実験事業は令和8年度も継続

令和7年度から実施している燃やせるごみの戸別収集実験事業は、北三丁目など一部対象地域を広げて令和8年度も継続して実施されます。これまでの結果は市で整理中です。

3. 北一丁目防災マップ改訂版の配布

北一丁目防災マップを改訂し、各戸に配布しました。避難場所や消火設備の場所等を把握し普段から災害に備えるよう心掛けてください。

【表面】北一丁目防災関係の設備など

消火設備(消火器、消火栓、消火ホース格納箱)の位置や避難所および災害時の心構えに関する情報を記載しています。

【裏面】津波ハザードマップ(海岸地区を抜粋)

令和7年8月に茅ヶ崎市津波ハザードマップが改訂されました。神奈川県が出た5つの地震の津波浸水予測図に基づいています。マップには大津波警報発令時に避難対象となる地域が記されています。幸い北一丁目は避難対象地域からはずれています。



4. 安否確認カードについて

震度5弱以上の大地震発生後にそれぞれのご家庭の外から見える場所に安否確認カードを掲出することになっています。玄関等すぐ出せるところに準備しておいてくださいようお願いします。

なお予備在庫がありますので、カードをお持ちでない方は事務担当まで連絡下さい(古屋 85-0275)。お渡します。

